

# 平成30年玉村町議会第1回定例会会議録第4号

---

平成30年3月14日（水曜日）

---

## 議事日程 第4号

平成30年3月14日（水曜日）午後2時30分開議

- 日程第 1 議案第 2号 玉村町工場立地法に基づく地域準則条例の制定について
  - 日程第 2 議案第27号 平成30年度玉村町一般会計予算
  - 日程第 3 議案第28号 平成30年度玉村町国民健康保険特別会計予算
  - 日程第 4 議案第29号 平成30年度玉村町後期高齢者医療特別会計予算
  - 日程第 5 議案第30号 平成30年度玉村町介護保険特別会計予算
  - 日程第 6 議案第31号 平成30年度玉村町介護予防サービス事業特別会計予算
  - 日程第 7 議案第32号 平成30年度玉村町下水道事業特別会計予算
  - 日程第 8 議案第33号 平成30年度玉村町宅地造成事業特別会計予算
  - 日程第 9 議案第34号 平成30年度玉村町水道事業会計予算
  - 日程第10 請願の審査報告
  - 日程第11 開会中における所管事務調査報告
  - 日程第12 閉会中における所管事務調査の申し出
- 

## 本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議案第 2号 玉村町工場立地法に基づく地域準則条例の制定について
- 日程第 2 議案第27号 平成30年度玉村町一般会計予算
- 日程第 3 議案第28号 平成30年度玉村町国民健康保険特別会計予算
- 日程第 4 議案第29号 平成30年度玉村町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 5 議案第30号 平成30年度玉村町介護保険特別会計予算
- 日程第 6 議案第31号 平成30年度玉村町介護予防サービス事業特別会計予算
- 日程第 7 議案第32号 平成30年度玉村町下水道事業特別会計予算
- 日程第 8 議案第33号 平成30年度玉村町宅地造成事業特別会計予算
- 日程第 9 議案第34号 平成30年度玉村町水道事業会計予算
- 日程第10 請願の審査報告
- 日程第11 開会中における所管事務調査報告
- 日程第12 閉会中における所管事務調査の申し出
- 追加日程第1 議案第38号 玉村町福祉医療費支給に関する条例の一部改正について

- 追加日程第2 議案第39号 損害賠償の額を定めることについて  
追加日程第3 議案第40号 訴えの提起について  
追加日程第4 議案第41号 訴えの提起について  
追加日程第5 同意第3号 監査委員の選任について  
追加日程第6 同意第4号 副町長の選任について  
追加日程第7 玉議第1号 玉村町議会委員会条例の一部改正について

## 出席議員（13人）

1番	小林 一幸君	2番	新井 賢次君
3番	原 利幸君	4番	月田 均君
5番	渡邊 俊彦君	6番	柳沢 浩一君
7番	備前島 久仁子君	8番	三友 美恵子君
9番	浅見 武志君	10番	石川 眞男君
11番	宇津木 治宣君	12番	石内 國雄君
13番	高橋 茂樹君		

欠席議員 なし

---

## 説明のため出席した者

町 長	角田 紘二君	副 町 長	宮川 清吾君
教 育 長	角田 博之君	総 務 課 長	萩原 正人君
経営企画課長	山口 隆之君	税 務 課 長	齋藤 修一君
健康福祉課長	舩田 昌子君	子ども育成課長	萩原 保宏君
住 民 課 長	石関 清貴君	生活環境安全課長	小林 賢一君
経済産業課長	大谷 義久君	都市建設課長	高橋 茂君
上下水道課長	倉林 教夫君	会計管理者兼会計課長	金井 満隆君
学校教育課長	小坂橋 保君	生涯学習課長	小柴 可信君

---

## 事務局職員出席者

議会事務局長	田村 進	議会事務局長補	齋藤 善彦
庶務係兼議事調査係	平野 里都子		

## ○開議

午後 2 時 3 0 分開議

◇議長（高橋茂樹君） ただいまの出席議員は 13 名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。



## ○日程の追加について

◇議長（高橋茂樹君） 本日は、追加日程として、あらかじめお手元に配付いたしました追加 7 議案が提出されました。

本日午前 11 時から議会運営委員会が開かれ、追加日程の取り扱いについて審査が行われ、本日の議事日程に追加することに決定いたしました。

お諮りいたします。

追加 7 議案について、本日の日程に追加し、議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、7 議案を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。



## ○日程第 1 議案第 2 号 玉村町工場立地法に基づく地域準則条例の制定について

◇議長（高橋茂樹君） 日程第 1、議案第 2 号 玉村町工場立地法に基づく地域準則条例の制定について。

この議案につきましては、総務経済常任委員会に付託となっておりますので、総務経済常任委員長の審査報告を求めます。

渡邊俊彦総務経済常任委員長。

〔総務経済常任委員長 渡邊俊彦君登壇〕

◇総務経済常任委員長（渡邊俊彦君） 総務経済常任委員長、渡邊でございます。委員会審査報告を行います。

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定いたしました。会議規則第 77 条の規定により報告いたします。

原案可決でございました。内容は、妥当なものと認める。

議案第 2 号 玉村町工場立地法に基づく地域準則条例の制定についての審査報告。

3 月 2 日の本会議において、町長から提案説明があった議案第 2 号について、都市建設課長に補足の説明を求めました。

補足説明の内容ですが、新条例制定の背景。工場立地法の一部を改正する法律が平成 29 年 4 月 1 日

に施行されたことにより、従前は市まで移譲されていた工場の緑地面積率等に係る地域準則の制定権限や事務処理権限が、都道府県から町村に移譲され、敷地面積に対する緑地面積や環境施設面積の割合について、国が定める基準の範囲内において、町独自の基準（地域準則）、これを条例で定めることができるようになりました。

現在の緑地面積率は、企業にとって負担が大きく、特に既存の工場においては、新たな設備投資の阻害要因となっています。緑地面積率等を緩和することにより、工場敷地の有効活用を可能にすることで、既存工場の増改築等を促進し、町内工場の町外への流出を防止します。また、新たな企業を誘致することにより、町産業の振興と地域経済の活性化及び雇用の創出を図ろうとするものです。

この条例制定に伴い、今まで東部工業団地のみに適用されていた玉村町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例は廃止いたします。

次、工場立地法の概要として、対象となる工場や緑地、環境施設の定義などについて説明がありました。配付してあるとおりでございます。対象となる工場（特定工場）の業種は、製造業、電気・ガス、熱供給事業者（水力、地熱、太陽光発電所は除く）。規模は、敷地面積9,000平米以上または建築面積3,000平米以上であります。

緑地は、樹木が生育する区画された土地等。

環境施設は、緑地及びこれに類する施設で、周辺地域の生活環境の保持に寄与するよう管理がなされているもの。敷地内運動施設、教養文化施設、太陽光発電施設など生産施設以外。

敷地面積に対する緑地面積率及び環境施設面積率（国の基準）は、緑地面積率20%以上、環境施設面積率25%以上でございます。

3、条例の内容。緑地面積及び環境施設面積の施設面積に対する割合について、下記のように町の基準を設定いたします。この表のとおりです。

重複緑地の敷地面積に算入できる割合についても、下記のように町の基準を設定いたします。これらの説明がございました。

これらの説明を受け、委員会から活発な質疑が出され、慎重に審議し、その後表決いたしました。主な質疑は、以下に書いてあるとおりでございます。

表決。本議案は、表決の結果、全会一致で原案どおり可決となりました。

以上です。

◇議長（高橋茂樹君） 以上で総務経済常任委員長の審査報告を終了いたします。

これより総務経済常任委員長の審査報告に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

以上で総務経済常任委員長の審査報告に対する質疑を終了いたします。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

委員長の審査報告は原案可決とするものです。

委員長の報告のとおり原案可決とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、委員長の報告のとおり原案可決とすることに決しました。

◇

○日程第2 議案第27号 平成30年度玉村町一般会計予算

○日程第3 議案第28号 平成30年度玉村町国民健康保険特別会計予算

○日程第4 議案第29号 平成30年度玉村町後期高齢者医療特別会計予算

○日程第5 議案第30号 平成30年度玉村町介護保険特別会計予算

○日程第6 議案第31号 平成30年度玉村町介護予防サービス事業特別会計予算

○日程第7 議案第32号 平成30年度玉村町下水道事業特別会計予算

○日程第8 議案第33号 平成30年度玉村町宅地造成事業特別会計予算

○日程第9 議案第34号 平成30年度玉村町水道事業会計予算

◇議長（高橋茂樹君） 次に、予算特別委員会に付託となっておりました日程第2、議案第27号 平成30年度玉村町一般会計予算から日程第9、議案第34号 平成30年度玉村町水道事業会計予算までの8議案を一括議題としたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、日程第2、議案第27号から日程第9、議案第34号までの8議案を一括議題とすることに決定いたしました。

これより予算特別委員長の審査報告を求めます。

宇津木治宣予算特別委員長。

〔予算特別委員長 宇津木治宣君登壇〕

◇予算特別委員長（宇津木治宣君） 予算特別委員長の宇津木治宣です。委員会審査報告を行います。

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

議案第27号 平成30年度玉村町一般会計予算、議決の結果、原案可決、内容は妥当なものとする。

議案第28号 平成30年度玉村町国民健康保険特別会計予算、議決の結果、原案可決、内容は妥当なものとする。

議案第29号 平成30年度玉村町後期高齢者医療特別会計予算、議決の結果、原案可決、内容は妥当なものとする。

議案第30号 平成30年度玉村町介護保険特別会計予算、議決の結果、原案可決、内容は妥当なものとする。

議案第31号 平成30年度玉村町介護予防サービス事業特別会計予算、議決の結果、原案可決、内容は妥当なものとする。

議案第32号 平成30年度玉村町下水道事業特別会計予算、議決の結果、原案可決、内容は妥当なものとする。

議案第33号 平成30年度玉村町宅地造成事業特別会計予算、議決の結果、原案可決、内容は妥当なものとする。

議案第34号 平成30年度玉村町水道事業会計予算、議決の結果、原案可決、内容は妥当なものとする。

以上です。

◇議長（高橋茂樹君） 以上で予算特別委員長の審査報告を終了いたします。

これより予算特別委員長の審査報告に対する質疑を求めます。

最初に、日程第2、議案第27号 平成30年度玉村町一般会計予算の審査報告に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、日程第3、議案第28号 平成30年度玉村町国民健康保険特別会計予算の審査報告に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、日程第4、議案第29号 平成30年度玉村町後期高齢者医療特別会計予算の審査報告に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、日程第5、議案第30号 平成30年度玉村町介護保険特別会計予算の審査報告に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、日程第6、議案第31号 平成30年度玉村町介護予防サービス事業特別会計予算の審査報告に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、日程第7、議案第32号 平成30年度玉村町下水道事業特別会計予算の審査報告に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、日程第8、議案第33号 平成30年度玉村町宅地造成事業特別会計予算の審査報告に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、日程第9、議案第34号 平成30年度玉村町水道事業会計予算の審査報告に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

以上で予算特別委員長の審査報告に対する質疑を終了いたします。

これより議案第27号 平成30年度玉村町一般会計予算に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

委員長の審査報告は原案可決とするものです。委員長の報告のとおり原案可決とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、委員長の報告のとおり原案可決とすることに決しました。

次に、議案第28号 平成30年度玉村町国民健康保険特別会計予算に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

委員長の審査報告は原案可決とするものです。委員長の報告のとおり原案可決とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、委員長の報告のとおり原案可決とすることに決しました。

次に、議案第29号 平成30年度玉村町後期高齢者医療特別会計予算に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

委員長の審査報告は原案可決とするものです。委員長の報告のとおり原案可決とすることにご異議

ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、委員長の報告のとおり原案可決とすることに決しました。

次に、議案第30号 平成30年度玉村町介護保険特別会計予算に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

委員長の審査報告は原案可決とするものです。委員長の報告のとおり原案可決とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、委員長の報告のとおり原案可決とすることに決しました。

次に、議案第31号 平成30年度玉村町介護予防サービス事業特別会計予算に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

委員長の審査報告は原案可決とするものです。委員長の報告のとおり原案可決とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、委員長の報告のとおり原案可決とすることに決しました。

次に、議案第32号 平成30年度玉村町下水道事業特別会計予算に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

委員長の審査報告は原案可決とするものです。委員長の報告のとおり原案可決とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、委員長の報告のとおり原案可決とすることに決しました。

次に、議案第33号 平成30年度玉村町宅地造成事業特別会計予算に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

委員長の審査報告は原案可決とするものです。委員長の報告のとおり原案可決とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、委員長の報告のとおり原案可決とすることに決しました。

次に、議案第34号 平成30年度玉村町水道事業会計予算に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

委員長の審査報告は原案可決とするものです。委員長の報告のとおり原案可決とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、委員長の報告のとおり原案可決とすることに決しました。



## ○日程第10 請願の審査報告

◇議長（高橋茂樹君） 日程第10、請願の審査報告を議題といたします。

請願受理番号1、若い人も高齢者も安心できる年金制度である全額国庫負担の最低保障年金制度創設を政府に求める請願について議題といたします。

本請願につきましては、総務経済常任委員会に付託となっておりますので、総務経済常任委員長の

審査報告を求めます。

渡邊俊彦総務経済常任委員長。

〔総務経済常任委員長 渡邊俊彦君登壇〕

◇総務経済常任委員長（渡邊俊彦君） 総務経済常任委員長、渡邊です。請願の審査報告を行います。

本委員会に付託された請願を審査した結果、次のとおり決定しましたので、玉村町議会会議規則第94条第1項の規定により報告いたします。

審査結果、趣旨採択とすべきものとなりました。

請願受理番号1、若い人も高齢者も安心できる年金制度である全額国庫負担の最低保障年金制度創設を政府に求める請願の審査報告。

請願の趣旨。公的年金は、高齢者の生活を支える基本になっています。しかし、高齢者の生活を支える年金が毎年のように引き下げられております。

年金制度は、社会保障政策の根幹にかかわるもので、憲法第25条において「健康で文化的な最低限度の生活を送る権利」、これを保障する基本的な制度であります。

最低保障年金制度の創設は、無年金者をなくし、制度充実によって、「低年金」という現在の年金制度の2つの問題点を解決するスタートになるはずです。「若い人も高齢者も安心できる」年金制度の出発点となります。

以上の趣旨をご理解いただき、全額国庫負担の最低保障年金制度創設を求める意見書を国に提出してくださいというものです。

審査経過。全委員から意見を求めた結果、4人の委員から「趣旨採択とすべきもの」とする意見があり、1人の委員から「採択すべきもの」との意見がありました。なお、審査経過は以下に記載のとおりでございます。

表決。本請願は採決の結果、趣旨採択とすべきものとなりました。

以上です。

◇議長（高橋茂樹君） 委員長の審査報告を終了いたします。

これより総務経済常任委員長の審査報告に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

以上で総務経済常任委員長の審査報告に対する質疑を終了いたします。

これより本請願に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、表決を行います。

本請願に対する委員長の審査報告は趣旨採択とするものです。委員長の報告のとおり趣旨採択とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、委員長の報告のとおり趣旨採択とすることに決しました。

次に、請願受理番号2、年金支給の隔月支給を毎月支給に改める請願について議題といたします。

本請願につきましては、総務経済常任委員会に付託となっておりますので、総務経済常任委員長の審査報告を求めます。

渡邊俊彦総務経済常任委員長。

〔総務経済常任委員長 渡邊俊彦君登壇〕

◇総務経済常任委員長（渡邊俊彦君） 引き続き行います。総務経済常任委員長、渡邊です。

本委員会に付託された請願を審査した結果、次のとおり決定したので、玉村町議会会議規則第94条第1項の規定により報告いたします。

審査結果、趣旨採択とすべきもの。

請願受理番号2、年金支給の隔月支給を毎月支給に改める請願の審査報告。

請願趣旨。消費生活のサイクルは、月単位であり、多くの国民は月単位で生活を送っています。しかし、高齢者の生活を支える年金の支給が偶数月の15日になっています。高齢者の生活も月単位で行われています。年金支給が3カ月から隔月になったのが平成2年ですが、それ以来27年も経過しています。しかも先進国では、毎月支給は当たり前になっており、日本だけがやられていない実態があります。年金支給日を毎月にして、高齢者の生活実態に合わせるよう政府に求めてください。

以上の趣旨をご理解いただき、年金支給の隔月支給を毎月支給に改める意見書を国に提出してくださいというものです。

審査経過。全委員から意見を求めた結果、3人の委員から「趣旨採択とすべきもの」とする意見があり、2人の委員から「採択すべきもの」とする意見がありました。なお、審査経過は、下記に記載したとおりでございます。

表決。本請願は、採決の結果、趣旨採択とすべきものとなりました。

以上です。

◇議長（高橋茂樹君） 委員長の審査報告を終了いたします。

これより総務経済常任委員長の審査報告に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

以上で総務経済常任委員長の審査報告に対する質疑を終了いたします。

これより本請願に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、表決を行います。

本請願に対する委員長の審査報告は趣旨採択とするものです。委員長の報告のとおり趣旨採択とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、委員長の報告のとおり趣旨採択とすることに決しました。



## ○日程第 1 1 開会中における所管事務調査報告

◇議長（高橋茂樹君） 日程第 1 1、各委員長から開会中における所管事務調査報告が玉村町議会会議規則第 7 7 条の規定により議長に提出されました。

報告書はお手元に配付したとおりであります。



## ○日程第 1 2 閉会中における所管事務調査の申し出

◇議長（高橋茂樹君） 日程第 1 2、閉会中における所管事務調査の申し出を議題といたします。

各委員長から、玉村町議会会議規則第 7 3 条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中における所管事務調査の申し出がありました。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中における所管事務調査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中における所管事務調査に付することに決定いたしました。



## ○追加日程第 1 議案第 3 8 号 玉村町福祉医療費支給に関する条例の一部改正について

◇議長（高橋茂樹君） 追加日程第1、議案第38号 玉村町福祉医療費支給に関する条例の一部改正について。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 角田紘二君登壇〕

◇町長（角田紘二君） 議題第38号 玉村町福祉医療費支給に関する条例の一部改正についてご説明申し上げます。

本案につきましては、平成30年4月1日から、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律が施行され、高齢者の医療の確保に関する法律第55条の2の規定が新設されることに伴い、群馬県において群馬県福祉医療費交付要綱が一部改正されたため、玉村町福祉医療費支給に関する条例の一部を改正する必要が生じたものです。

改正の主な概要は、平成30年度より都道府県が国民健康保険運営の主体となることにより、現に国保の住所地特例を受けている被保険者が、後期高齢者医療制度の被保険者になる場合には、前住所地の都道府県の後期高齢者医療広域連合の被保険者となることから、該当される方が群馬県の福祉医療制度を利用できるよう、見直しを行うものです。

ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（高橋茂樹君） 以上で提案説明を終了いたします。

これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

## ○追加日程第2 議案第39号 損害賠償の額を定めることについて

◇議長（高橋茂樹君） 追加日程第2、議案第39号 損害賠償の額を定めることについて。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 角田紘二君登壇〕

◇町長（角田紘二君） 議案第39号 損害賠償の額を定めることについてご説明申し上げます。

本案は、平成30年2月21日午後0時25分ごろ、玉村中学校において体育の授業中に、生徒の打ったソフトボールの球が防球ネットを越え、校庭南側の民家に当たり、雨どいを破損してしまったため、議案書に記載の損害賠償の額を相手方に支払うものでございます。

当時、打撃地点から防球ネットまでの距離は十分にとったつもりでありましたが、ボールを打った生徒を含め、野球経験者もいたことから、民家側を打球の飛ぶ方向としてフィールドを設定した点は配慮に欠けておりました。本件発生後、同様の形態でのフィールドの設定はしないこととし、再発防止に努めております。

ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（高橋茂樹君） 以上で提案説明を終了いたします。

これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



## ○追加日程第3 議案第40号 訴えの提起について

## ○追加日程第4 議案第41号 訴えの提起について

◇議長（高橋茂樹君） 追加日程第3、議案第40号 訴えの提起についてと追加日程第4、議案第41号 訴えの提起についての2議案を一括議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、追加日程第3、議案第40号と追加日程第4、議案第41号の2議案を一括議題とすることに決定いたしました。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 角田紘二君登壇〕

◇町長（角田紘二君） 議案第40号及び議案第41号の訴えの提起につきましては、提案理由が2議案とも同じ趣旨でございますので、一括してご説明申し上げます。

本案につきましては、地方自治法第96条第1項第12号の規定により議決を求めるものです。

両議案とも訴えの内容につきましては、玉村町が、町営住宅家賃滞納者に対し家賃の納入を求め、再三にわたる催告文書の送付や訪問を繰り返したにもかかわらず、納入に対し全く誠意が見られない状況でございました。そのため、町営住宅家賃納入に対する公正・公平の保持を目的として、やむを得ず本町より相手方に対し、平成29年12月15日付で町営住宅の入居許可を取り消し、平成30年1月31日までに当該住宅を明け渡すよう意思表示を行いました。しかしながら、現在も不法に占有を続けている状況であるため、当該住宅の明け渡し及び未払い家賃等の支払いを求めるための訴訟手続を始めるものでございます。

ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（高橋茂樹君） 以上で2議案に係る提案説明を終了いたします。

追加日程第3、議案第40号 訴えの提起について、これより本案に対する質疑を求めます。

10番石川眞男議員。

〔10番 石川眞男君発言〕

◇10番（石川眞男君） この方は、区費とか、例えばほかの税金の収納ぐあいというか、について、わかっているとお尋ねしたいです。

◇議長（高橋茂樹君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 高橋 茂君登壇〕

◇都市建設課長（高橋 茂君） 初めに、鈴木さんのほうですけれども、所得は140万円ほどあります。ですが、税金のほうは、ちょっと払っているかどうかは確認していませんが、町営住宅の家賃についてはゼロ円です。

◇議長（高橋茂樹君） 10番石川眞男議員。

〔10番 石川眞男君発言〕

◇10番（石川眞男君） この2人の概要を見ていると、1、2、3、4、5と、そこまでほとんど流れは同じ。督促の申し立てをして、異議申し立てもなく、それで仮執行宣言付きの督促があっても反応がないというような状況で、全然反応がないというところでここまで来てしまうのだけれども、大体どこかで反応が来るわけなのですよね。そういうことで、このお二人に対して医療的観点から何か対応を試みたことがありますか。

◇議長（高橋茂樹君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 高橋 茂君登壇〕

◇都市建設課長（高橋 茂君） こちらのお二人についてですが、ホームレスの経験があったりとか生活保護の支給時期があったりとかありますので、ちょっと弱者ということもありますので、この辺は健康福祉課とも連携をして対応していく考えであります。

◇議長（高橋茂樹君） 10番石川眞男議員。

〔10番 石川眞男君発言〕

◇10番（石川眞男君） いや、これまでの過程でそういった観点から対応したことかあるかどうか、それを聞きたいのです。

◇議長（高橋茂樹君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 高橋 茂君登壇〕

◇都市建設課長（高橋 茂君） お答えします。

とにかくこのお二人については、行き会えないというのが本当に、何度伺っても行き会えないというのが多かったもので、今回、明け渡し請求に伴って転出はされたのですが、中にごみがかなり残っている、本人にとっては財産かもしれませんが。そうすると、不法に物が置いてあるという状態になっていますので、管理している側としては、次に入居者が待っている経緯もありますので、早急に物を移転してもらいたいという趣旨で、行政代執行も視野に入れるために、カードを持つとか、その最後の手段というのは、使うかどうかはまた次の判断ですけれども、一応その判決による結果をもらいたいという趣旨です。

◇議長（高橋茂樹君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 質疑終了と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご意義なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、追加日程第4、議案第41号 訴えの提起について、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



## ○追加日程第5 同意第3号 監査委員の選任について

◇議長（高橋茂樹君） 追加日程第5、同意第3号 監査委員の選任について。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 角田紘二君登壇〕

◇町長（角田紘二君） 同意第3号 監査委員の選任につき同意を求めることについてご説明申し上げます。

現在の監査委員である新井敬茂様から、本年3月末日をもって辞任したいとの辞表が提出されました。新井様には、監査委員としてご尽力をいただき、この場をおかりいたしまして厚く御礼申し上げます。

このため本案は、後任に、玉村町大字角淵2218番地にお住まいの大嶋恭一様を選任いたしたく、

ご提案させていただくものでございます。

大嶋様は、玉村小、玉村中学を卒業し、日本大学法学部を卒業後、昭和47年に浦和市役所に奉職され、合併後のさいたま市を退職されるまで37年間勤務されました。総務部職員課を初め市街地改造部、学校教育部、社会教育部、財政部、福祉部、平成20年からは福祉部長を歴任されました。

長年市の行政に携わり、財務管理や事業の経営管理などに豊富な知識、経験があり、地方公共団体の行財政全般にわたる幅広い識見を有し、昨年度は区長としても活躍され、人格が高潔で、監査委員として、適任であると考えております。

ご審議の上、ご同意くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（高橋茂樹君） 提案説明を終了いたします。

これより本案に対する質疑を求めます。

◇議長（高橋茂樹君） 4番月田均議員。

〔4番 月田 均君発言〕

◇4番（月田 均君） では、質問させていただきます。

前任者は、1年前に監査委員になったということで、継続してやると思っていたのですが、突然ということで、どんな理由があったのかお聞きします。

◇議長（高橋茂樹君） 総務課長。

〔総務課長 萩原正人君発言〕

◇総務課長（萩原正人君） 地区の役員の順番が回ってきたということで、本人も少し時期をずらしてもらえないかということで話をしたのですけれども、区のほうの決まった規則を曲げると、なかなか今度またまとまらないということで、本人も非常に残念に思っていたのですけれども、そちらのほうの、地区の役員のほうでやらせていただきたいということで、辞任の申し出がありました。

◇議長（高橋茂樹君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 質疑終了と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

---

◇議長（高橋茂樹君） 暫時休憩いたします。

午後3時15分休憩

---

午後3時15分再開

◇議長（高橋茂樹君） 再開いたします。

---

### ○新監査委員挨拶

◇議長（高橋茂樹君） ただいま監査委員の選任に同意されました大嶋恭一氏が議場に見えておりますので、ここでご挨拶をいただきたいと思います。

〔監査委員 大嶋恭一君登壇〕

◇監査委員（大嶋恭一君） 貴重なお時間をおかりいたしまして、ご挨拶をさせていただきます。

このたび町長より選任され、ただいま議会の皆様の温かいご賛同をいただき、監査委員に就任させていただきました、角瀧区に在住しております大嶋恭一でございます。よろしく願いいたします。また、ご賛同いただきましたことに対しまして、心より感謝申し上げます。

さて、私にとってこのことは、身に余る光栄の至りと思っているところでございますが、一方で、監査委員の責務の重さを痛感し、身の引き締まる思いをしているところでございます。何分浅学非才な者ではございますが、与えられた使命を果たすため、しっかりと研さんを積み、公正公平な監査に努め、職責を全うしていきたいと決意しているところでございます。

さらに、この監査機能を通じまして、町が行う事業、財務の信頼性をより一層高めることができたらと願っているところでございますので、皆様方の格段のご教示、ご指導を賜りますよう心よりお願い申し上げます。言葉整いませんが、お礼の挨拶にかえさせていただきます。何とぞよろしくお願い申し上げます。

◇議長（高橋茂樹君） 大嶋氏におかれましては、監査委員として住民福祉の増進と地方自治の本旨の実現のため、大いに活躍されますようご期待申し上げます。

本日はお忙しいところ、ご苦労さまでした。

---

◇議長（高橋茂樹君） 暫時休憩いたします。

午後3時18分休憩

---

午後3時18分再開

◇議長（高橋茂樹君） 再開します。



## ○追加日程第6 同意第4号 副町長の選任について

◇議長（高橋茂樹君） 追加日程第6、同意第4号 副町長の選任について。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 角田紘二君登壇〕

◇町長（角田紘二君） 同意第4号 副町長の選任につき同意を求めることにつきましてご説明申し上げます。

本案につきましては、宮川清吾副町長から、本年3月末日をもって辞任したいとの辞表が提出されました。宮川副町長には、町政運営に県職員としての豊富な経験や手腕を生かし、多くの課題を解決する推進役を果たしていただきましたことに厚く御礼を申し上げます。

本案は、後任に、玉村町大字齋田18番地4にお住まいの古橋勉氏を選任いたしたく、ご提案させていただきます。

古橋氏の経歴につきましては、昭和52年3月新潟大学工学部を卒業され、群馬県庁に奉職されました。桐生土木事務所を初め県土整備部を中心に、道路企画管理課次長、館林土木事務所長、建設政策室長、特定ダム対策課長、道路整備課長を歴任し、平成26年4月から県土整備部長として手腕を発揮されました。在職中には、玉村町に関連する事業として、高崎玉村スマートインターの開設、東毛広域幹線道路の全線開通などにご尽力をいただきました。

長年培われた知識や経験に加え、玉村町に長くお住まいで、町の特徴や課題も理解されていることから、町の発展のために力を発揮していただけるものと確信しております。

ご審議の上、ご同意くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（高橋茂樹君） 提案説明が終了いたしました。

これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

---

◇議長（高橋茂樹君） 暫時休憩いたします。

午後3時22分休憩

---

午後3時22分再開

◇議長（高橋茂樹君） 再開いたします。

---

◇

## ○新副町長挨拶

◇議長（高橋茂樹君） ただいま副町長の選任に同意されました古橋勉氏がお見えですので、ここで挨拶をいただきたいと思えます。

古橋氏、ご登壇願います。

〔古橋 勉君登壇〕

◇古橋 勉君 議会の皆様方大変温かいご賛同を得まして副町長に就任いたしました斎田の古橋勉でございます。ご同意いただきましたことに対しまして、心より感謝申し上げます。その責任の重さを痛感し、身の引き締まる思いでございます。また、宮川副町長さんの功績を思いますと、さらにその感が強くなります。

玉村町の斎田には、平成元年に父の戦友の紹介で転居し、約30年となります。子供3人も町の幼稚園、小中学校を卒業しまして育ちました。玉村町は大変よい町と実感しておりまして、また大変感謝しております。

さて、現在の大きな課題は、少子高齢化、高齢社会への対応だと考えております。国や自治体は、医療、福祉などの社会保障費の増加や、翻って若年層への負担の増加、また労働人口の減少による経済成長の低下などを大変危惧しているところでございます。

玉村町は駅がないということもありますが、逆に関越道や北関東自動車道を通じて全国各地にアクセスできる。1次、2次産業、3次産業が大変充実してバランスがよい。それから、玉村町の隣、前橋市は、前橋南インターチェンジ周辺のところが前橋南部拠点地区、東には宮郷工業団地、西には高崎のスマートインターチェンジ周辺工業団地など大型な開発が行われており、玉村町の地域的なポテンシャルが上昇していると考えております。また、女子大を初め教育、文化施設も充実しており、た

くさんの利点、長所があると考えております。これらが上手に連携、活動できれば、さらに暮らしやすい、安全安心な町になると確信しております。

最後に、微力ではございますが、町政に全力を傾注してまいりたいと考えております。今後とも皆様方の格段のご教示、ご指導を賜りますよう心よりお願い申し上げます。

言葉整いませんが、お礼のご挨拶とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

◇議長（高橋茂樹君） 古橋氏には、角田町長を補佐し、玉村町発展のために大いに活躍されますようご期待申し上げます。

本日はお忙しいところ、ご苦勞さまでした。

---

◇議長（高橋茂樹君） 暫時休憩いたします。

午後3時26分休憩

---

午後3時26分再開

◇議長（高橋茂樹君） 再開します。

---

◇

## ○追加日程第7 玉議第1号 玉村町議会委員会条例の一部改正について

◇議長（高橋茂樹君） 次に、追加日程第7、玉議第1号 玉村町議会委員会条例の一部改正についてを議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。

7番備前島久仁子議員。

[7番 備前島久仁子君登壇]

◇7番（備前島久仁子君） 玉議第1号 玉村町議会委員会条例の一部改正についてご説明を申し上げます。

本案につきましては、行政機構の変更に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてが去る3月2日に可決されたことにより、玉村町議会委員会条例の一部を改正するものであります。

改正の概要につきましては、玉村町議会委員会条例第2条中、総務経済常任委員会が所管する「経営企画課」を「企画課」に、民生文教常任委員会が所管する「生活環境安全課」を「環境安全課」にそれぞれ改正するとともに、あわせて各常任委員会が所管する課の順序を建制順に並びかえるものであります。

◇議長（高橋茂樹君） 提案説明を終了いたします。

これより本案に対する質疑を求めます。

[「なし」の声あり]

◇議長（高橋茂樹君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



## ○字句等整理委任について

◇議長（高橋茂樹君） お諮りいたします。

玉村町議会会議規則第45条の規定に基づき、本会議の議決の結果、その条項、字句、数字、その他整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定いたしました。



## ○町長挨拶

◇議長（高橋茂樹君） この際、町長から発言を求められておりますので、これを許します。  
町長。

〔町長 角田紘二君登壇〕

◇町長（角田紘二君） 平成30年玉村町議会第1回定例会の閉会に当たりまして、ご挨拶を申し上げます。

先日の3月11日で東日本大震災から7年が経過いたしました。ここに改めて、犠牲になられた方々に謹んで哀悼の意を表するとともに、被災された全ての方々に心からお見舞いを申し上げます。被災地の一日も早い復興をお祈り申し上げます。

さて、本定例会は3月2日に開会し、本日までの13日間、議員の皆様方には、平成30年度一般会計当初予算を初め追加議案を含む45議案につきまして、慎重にご審議をいただき、全て原案のと

おりご議決を賜ることができ、まことにありがとうございました。厚く御礼を申し上げる次第でございます。

施政方針で述べましたとおり、平成30年度の予算は、厳しい財政状況が続く中、財政の健全化と人口減少対策を2本の柱として、選択と集中により、未来につながる予算となるよう編成したものであります。未来への投資につながる事業の重点化を行い、子育て世代を初め高齢者、障がい者など全て町民が夢と希望を持ち、安全で安心して暮らせるまちづくりを全力で取り組んでまいりたいと決意でございます。議員各位におかれましても、今後ともご支援、ご協力をお願いいたします。

また、本定例会におきまして、8名の議員から一般質問をいただき、答弁をいたしました。いただきましたご意見、ご提言等は、十分尊重し、町政発展のため、できることを精査していきたいと考えております。

さて、3月31日をもちまして、宮川副町長が退任することとなりました。宮川副町長におかれましては、平成28年9月1日に就任して以来、私を補佐していただき、大変感謝している次第であります。特に財政分野に精通しており、県庁に戻られましても、その手腕を大いに発揮していただき、今後とも玉村町とのよきパイプ役としてご活躍されますようお願いいたします。

また、萩原総務課長、山口経営企画課長、小林生活環境安全課長、大谷経済産業課長、金井会計課長、小板橋学校教育課長、小柴生涯学習課長の7名が役場を退職することとなりました。退職される課長におきましては、町民福祉の向上のため懸命に努力され、職員の模範となって町政発展のために大変ご尽力をいただきました。長年にわたるご功績、ご努力に対しまして、深く感謝を申し上げます。

今後とも本町発展のため、折に触れてご指導、ご協力をいただきますよう心からお願い申し上げますとともに、今後ますますのご多幸とご健勝を祈念いたしまして、はなむけの言葉といたします。

結びに、新たな年度を迎えますけれども、議員の皆様方には健康に十分ご留意され、ますますご活躍されますことを祈念申し上げます、閉会の挨拶といたします。どうもありがとうございました。



## ○副町長挨拶

◇議長（高橋茂樹君） 次に、副町長から発言を求められておりますので、これを許します。

副町長。

〔副町長 宮川清吾君登壇〕

◇副町長（宮川清吾君） 皆様、お世話さまになります。3月末の退任に当たりまして、一言議会の皆様にご挨拶をさせていただきます。

皆様ご案内のとおり、私は平成28年9月に玉村町副町長に就任をいたしました。もともと県の行政県税事務所の事務次長でございまして、特別職としての経験はもちろんありません。また、町内に親戚あるいは友人等が多くいるというわけでもございませんで、大変な不安の中でこちらのほうに就任をいたしました。

こうした中、角田町長を初めまして町の職員、議会議員の皆様、そして住民の皆様方に温かく迎えていただき、のびのびとこの間職務を執行できましたことを大変感謝申し上げたいと思います。結果的には、就任期間は1年7カ月と大変短いものでございました。議会を初め町民の皆様にご心配とご迷惑をおかけしたことについて大変残念でございます。また、個人的には、もっともっと長くこの職にかかわっていたいというふうに感じたこともございます。

しかしながら、この間、2度の予算編成、また人事異動等にかかわり、財政再建及び人口減少の2つの課題に対しまして、真摯に取り組む角田町長をサポートできましたことは、私の行政職職員としてのすばらしい経験になったというふうに考えております。その他町が抱えるさまざまな課題に対しまして、日々、各課長、各係長あるいは担当者たちと協議を行い、対応してきたことなど、多少なりとも私がこの玉村町の行政の進展に寄与することができたのではないかとこのように自負しております。

また、この間、玉村町のすばらしい地勢や歴史、文化、こういったことも理解することができました。そして、町のことを真剣に考えていらっしゃる住民の人たちと知り合えたことは、私にとって何よりもかえがたい財産になったというふうに考えております。

4月からは、私は一職員として群馬県庁のほうに戻ります。今後どのような分野についていくのかちょっとわかりませんが、玉村町を私の第二のふるさととして今後もかかわり、この町の発展が群馬県全体の発展につながっていくようなことになれば、こんなにすばらしいことはないなというふうに現在思っております。ぜひ所属の違いにかかわらず、皆様議員の皆様とも協力をして地域づくりにかかわれば幸いというふうに考えております。

結びになりますけれども、玉村町議会の皆様のご健勝と町のますますの発展を祈念いたしまして、私の退任のご挨拶といたします。どうもありがとうございました。

〔拍 手〕



## ○退職課長挨拶

◇議長（高橋茂樹君） 次に、本年3月31日をもって玉村町役場を退職されます7名の課長より、最後の定例会に当たり発言を求められておりますので、これを許します。

初めに、萩原正人総務課長。

〔総務課長 萩原正人君登壇〕

◇総務課長（萩原正人君） このような機会を与您いただきましてありがとうございます。

私が入職して37年、入職した当時は、退職というものは永遠の向こう側なので、とても想像さえもできませんでした。ただ、過ぎ去ってみると、あっという間でした。

私は、送別会のほうをこの間してもらいまして、私の経歴を司会の方が説明してくれたのですけれども、いっぱいあり過ぎてちょっと長くなりますので、この辺はちょっと割愛してもらいまして、実際に16年税務行政に携わりました。

当初は個人町民税で、次に資産税、そして最後に収税という形で、税務行政につきましては16年、全ての税務行政に携わりました。私は、数字で細かい部分が得意だというふうに見られたのだと思いますけれども、私の役場の人生の中の半分は税務行政に携わっておりました。その経験は、いい経験でしたけれども、地味だったかなというふうなあれもありました。

私は、足りない部分がいっぱいあるのですけれども、37年間過ごしてきたのは、やっぱり議会の皆様、先輩の皆様、同僚、そして後輩の皆さんの支えがあって、やっぱりこの辺については、一人の力ではなかなか回っていかない業務だなというふうに感じております。

後がつかえていますので、手短にということで、感謝の意を込めましてお礼申し上げたいと思います。どうもありがとうございました。

〔拍手〕

◇議長（高橋茂樹君） 次に、山口隆之経営企画課長。

〔経営企画課長 山口隆之君登壇〕

◇経営企画課長（山口隆之君） 初めてここに立って、こういう景色なのですね。ここに上がると本当に緊張するなというのを感じます。議長の許しを得ましたので、退職に当たってのお礼を述べさせていただきます。

昭和56年4月に入職しまして、社会人としてのスタートを切りました。以来、37年間本当にお世話になりました。無事こうして退職を迎えられようとしておりますのも、議会の皆様を初め関係各位の皆様方の本当にご指導、ご鞭撻のたまものと深く感謝しております。

議会の皆様との直接的なかかわりは、住民課長、それから経営企画課長としての5年間ということになります。特に住民課長のときは、町では十数年ぶりの国保税の改定を担当しました。改定といいますが、要は値上げでございます。委員会であったり、あるいは全員協議会、そういったところで協議をいただき、ある議員さんに言われたのが「厳しいかも」と。よくて1票差、もしかしたら否決もあるかもしれないなんてちょっと言われまして、不安を抱えながら本会議に臨んだわけですけれども、1時間ほどの質疑の後に表決。結果的には、全会一致で原案どおりご議決いただいたと。あのときの安堵感は、本当に今でも忘れることができません。

また、経営企画課長としましては、人口減少対策を担当したわけですけれども、私自身、年齢的に人口の自然増はちょっと貢献できないのではないかなと、無理かなという感じがするのですけれども、子供たちが一旦は転出したのですが、それぞれ相手を連れて転入してきましたので、社会増については多少面目が保てたのかなと思っています。

これからは、一住民として、「生涯活躍のまち」が実現するように、協働という立場で、本当に微力なのですが、協力できればいいなと思っています。

本当に長きにわたりましてありがとうございました。

〔拍手〕

◇議長（高橋茂樹君） 次に、金井満隆会計課長。

〔会計管理者兼会計課長 金井満隆君登壇〕

◇会計管理者兼会計課長（金井満隆君） 会計課の金井です。議長のお許しをいただきましたので、3月末退任に当たりまして一言ご挨拶させていただきます。

その前に、昨年9月議会の柳沢議員、本議会の月田議員、質問をいただきましてありがとうございます。まずお礼を申したいと思います。

本題に入ります。私は、前出のお二方と同じ、37年間役場に勤務しておりました。その中で12課を経験しております。萩原課長が申したのですけれども、その全てをしゃべっていると多分3時間ぐらいかかるので、その中で長かった仕事をちょっとお話ししたいかなと思います。

まず、その37年の中で、国民年金を初めとする滞納整理を伴う関係部署に10年、公共用地取得に11年、この2つが長かった仕事であります。議員の皆様もご承知のとおり、国民年金につきましては、私は平成6年に担当させていただいたのですけれども、町が人口急増による対応の中で、非常に検認率、収納率ですが、下がっていきまして、80%を切るというような状況まで、大分厳しい状況であったと認識をしております。

ただ、そのことよりも、私が思い入れが強かったという仕事が、平成15年から平成24年まで10年間担当させていただきました、道路用地取得または工業団地用地取得ですか、この仕事であります。なぜ思い入れが強いかといいますと、まず地権者の方々の財産を提供していただく、そこが第1点だと思います。その中で、時々の上司であったり同僚であったり部下であったり、皆さんの力をかりながらやっていこうという気持ちで臨んできたのでありますが、では担当者である自分は何をすればいいのだと。全く用地交渉の、高橋議長ではありませんので、知識はありません。

全くわかりませんでしたので、では何から始めるといったときに、一番重要なのは、まず地権者の皆様方から信頼をいただくと、それが第一ではないのかと。では、信頼をいただくときには自分は何ができるのだと、何をしなければいけないのだと、そのように日々感じていたところ、その中で一番必要なことというのは用意周到であるということだと思います。当然ながら事前に資料を集め、研究をし、精査をし、それで計画を立て、用地交渉を実行していくということで対応していくしかない。そのことにより、地権者の方々に信頼をいただき、公共用地として所得できるというような形でやっていこうということで10年間頑張ってきました。100%それが履行できたかという、そうではないと思いますけれども、私自身にとっては充実した10年だったと思います。

それと同時に、自分の人生の中でも、気持ちというのですか、心というのですか、変わったと思います。というのは、見たとおりがさつな人間なのですけれども、その用地交渉を担当することによって、周りの方々の心ですとか気持ちですとか、そういったものを深く、広く考えられるようになりました。人間が少し丸くなってきたのかなと、成長できてきたのかなというふうに実感をしております。本当に充実した役場職員人生だったかなと思います。

結びに当たりまして、日ごろ議員の皆様方と懇親を深めるという意味で懇親会があるのですが、ほとんど私は参加することができませんでした。最愛なる母が自宅にということ、介護をしなければいけないということで、ほとんど参加ができなかったことをお詫びさせていただきますとともに、議員の皆様方のご健勝とますますのご活躍をご祈念申し上げて、甚だ簡単ではありますが、退任におけるご挨拶とさせていただきます。長い間、ありがとうございました。

〔拍手〕

◇議長（高橋茂樹君） 次に、小坂橋保学校教育課長。

〔学校教育課長 小坂橋 保君登壇〕

◇学校教育課長（小坂橋 保君） 教育委員会の学校教育課、小坂橋でございます。ただいま高橋議長より発言の許可をいただきましたので、私ごとではございますけれども、今月の31日をもって、35年間勤務させていただきました玉村町役場を定年退職させていただきます。退職に当たりまして、大変お世話になりました高橋議長を初め各議員の皆様方に一言御礼のご挨拶を申し上げます。

振り返ってみますと、私がこの玉村町役場に入職いたしましたのは、先ほど申し上げましたとおり、35年前の昭和58年でございます。この年はちょうど赤城国体の年でございます。入社して1年目で何もわからなかったわけでございますけれども、玉村町の社会体育館が柔剣道場の会場になりました。この大会に当たりまして、既に退職されております柳澤政章様、それから小林秀行様と一緒に、撮影記録班ということで記録のほうの業務に携わりました。

そのときには社会体育館、それから新町の住民体育館がなぎなたの会場になりましたので、新町の体育館、それから新町駅が出場選手の玄関口になりましたので、そこを撮影したことが記録に残っております。今は結構撮影機材も軽くていいのですが、その当時は3人で重たい撮影機材を、カメラとデッキを持ちながら行ったことが思い出として残っております。

役場の業務といたしましては、先ほどいろいろありましたけれども、私も農業委員会事務局を皮切りといたしまして、ちょっと長くなりますが、農政課、水道課、社会教育課、学校給食センター、それから文化振興財団、農業公社、それから3年間議会事務局でもお世話になりました。その後、総務課、健康福祉課、最後の教育委員会に移りまして、学校教育課長として4年間議員の皆様方にお世話になりました。

課長になりまして、議員の皆様からいろいろと一般質問をいただきました。ただ、私が感じましたのは、私が議会事務局にいたせいもあるのでしょうか、議員の皆さんからいただいた一般質問が温かい一般質問であったなど、それが一番感じておりまして、議員の皆さんは温かく私に接してくれたということが4年間の記憶として残っております。

退職後は、今度は議員さんと役場職員という関係ではなくなりますけれども、今後ともいろいろとまたお世話になることが多々あるかと思っておりますので、その節はまたよろしくお願ひしたいと思います。

最後になりましたけれども、今後も玉村町議会の皆さんが、未来につながる玉村町と、この実現の

ために活躍していただけることをご期待申し上げます、甚だ簡単ではございますけれども、退職に当たりましての私のご挨拶とさせていただきます。大変ありがとうございました。

〔拍 手〕

◇議長（高橋茂樹君） 次に、小柴可信生涯学習課長。

〔生涯学習課長 小柴可信君登壇〕

◇生涯学習課長（小柴可信君） 生涯学習課、小柴であります。議長のお許しをいただきましたので、退職に当たって一言述べさせていただきます。

入職して37年間、多くの皆様と出会い、温かく見守られながら過ごした役場をこのたび無事卒業できること、深く感謝申し上げる次第であります。

思い起こせば学校教育課を振り出しに、総務課、会計課、それから県に、戻って都市計画課、社会教育課、生涯学習課と経験させていただきました。その中で、後半の20年間、文化財を中心に生涯学習の業務に携わることができたことは、私にとって幸せなことでありました。異動のこの時期になりますと、先輩や同僚に、小柴は根っこが生えていて、何があっても動かないと言われてきました。しかし、そのことがまちづくりの一助となり、町民の皆様の少しでもお役に立てたとすれば、望外の喜びであります。今はただ、老兵は去るのみの心境であります。

これで最後となりますので、一つ、平成28年12月1日の朝日新聞「折々のことば」鷲田清一の文章を紹介させていただきます。「村上龍の小説「希望の国のエクソダス」、この国には何でもある。本当にいろんなものがあります。ただ、希望だけがない。未来のビジョンを語れずに、惰性と優柔不断の中で、つけ焼き刃の策を打つしかない時代。豊かさの見かけの中で閉塞だけが深まり行く時代を作家は「ゆっくりと死んでいる」と表現しました」とあります。玉村町の将来がそんなことにならないよう、よろしく願いいたします。

私も、これからのセカンドライフ、希望と生きがいを持って、地域で小さくとも根っこが張れるような生き方をしていければと考えております。できればグラウンドワーク三島の「右手にスコップ、左手に缶ビール」のキャッチフレーズではありませんが、肩肘張らず、気楽に、自由に、無理なく、楽しみながら歩んでいきたいと思っております。

今後ともご指導、ご鞭撻のほどをお願いして、退職に当たっての挨拶とさせていただきます。本当に長い間ありがとうございました。

〔拍 手〕

◇議長（高橋茂樹君） 次に、小林賢一生活環境安全課長。

〔生活環境安全課長 小林賢一君登壇〕

◇生活環境安全課長（小林賢一君） 生活環境安全課長の小林です。議長のお許しをいただきましたので、一言退職のご挨拶をさせていただきたいと思っております。

本日は、お忙しい中、貴重な時間をいただき、このような場を設けていただきまして、まことにあ

りがとうございます。私ごとではございますが、このたび一身上の都合により退職することになりました。おかげさまで無事退職を迎えることができましたのも、皆様の温かいご指導とご厚情のたまものと心より感謝申し上げます。

思い起こせば、昭和56年4月の入職した年は、北陸地方を中心に数メートルの雪が降り、多くの被害が出ました昭和56年豪雪が起きた年でございます。それから37年たちまして、退職となることは、くしくも同じ北陸地方を中心に多くの被害が出た平成30年豪雪の年でございます。現在、防災の担当課に在職していることにつきまして、何か不思議な縁を感じている次第でございます。

これからは、第二の人生を迎えるに当たりまして、多くの方々とのよき思い出を大切にしながら、一層充実した人生を歩んでいきたいと思っておりますので、今後とも変わらぬご厚誼を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、皆様のご健康とご多幸を心よりお祈り申し上げまして、退職のご挨拶とさせていただきます。長い間まことにありがとうございました。

〔拍手〕

◇議長（高橋茂樹君） 次に、大谷義久経済産業課長。

〔経済産業課長 大谷義久君登壇〕

◇経済産業課長（大谷義久君） 経済産業課の大谷でございます。議長のお許しをいただきましたので、退職に当たりましてお礼のご挨拶をさせていただきます。

私は、昭和54年の4月に入職ということで、今年で36年目ということになります。定年までは、本来ですとあと1年ということになりますけれども、第二の人生の設計上の都合と申しますか、そういった形で早期退職者募集制度というのがございまして、そちらを活用させていただいて、このたび退職をさせていただくものでございます。

最初の所属は農政課ということで、畜産、養蚕、林業を担当して6年お世話になりましたけれども、ここに現在の経済産業課長としての原点があったのかなというふうに思っているところでございます。

次の学校教育課では、英語指導助手、AETと当時は呼んでおりましたが、初めて中学校に招致するというようなことになりまして、そちらの担当ということで、英語をもっと勉強しておけばよかったかなというふうに後悔しながら過ごしましたけれども、最終的にはハートと周りの職員の協力で何とかお世話ができたかなというふうに思っているところでございます。その後、AETの後任で外国語指導助手、今ではALTと言いますが、そちらが今は各小中学校に7名配属されているということで、当時からはとても想像もつかないような状況でございました。

その後、県庁の高齢福祉課というところへ1年間出向となりました。当時は高齢化社会への対応、高齢者福祉が脚光と言っているかわかりませんが、大変重要施策ということで、大変忙しい日々を過ごさせていただいたものでした。ほとんど毎日、夜中の12時ぐらいまで残業というような日々が続いていたと思っております。いろんなことを勉強させていただきまして、大変充実した時期でも

あると感謝をしているところでございます。

次は、それがきっかけで福祉のほうへ配属となりました。こちらではB&G海洋センターの誘致ですとか特別養護老人ホームの建設、これは応援という形ですけれども、携わることができました。そして、今では大きな会計になっておりますけれども、介護保険制度の立ち上げにもかかわることができたということです。ここでは大変、9年間もお世話になったわけですけれども、若かったですから、気力、体力とも充実しております、最も思い出になっている時期というふうに今でも思います。ちょっと長過ぎたとも言える独身時代の自由な時間をかなりこのところの仕事に費やした感もあります。

やっと結婚ができて、その後、再び学校教育課、そして総務課政策推進室、経営企画課とお世話になりました。経営企画課では、玉村町国際教育特区の担当ということで、文部科学省ですとか内閣府と協議することもありました。下村文部科学大臣にもお会いするなど大変貴重な経験をさせていただくことができました。ただし、私の担当のときには実現することができなくて、後任に託すことになりました。その後、後任がこれは達成してくれたということになっております。

最後になりますけれども、ここは今度は平成26年度から経済産業課ということでございます。経済産業課といたしましては、花火大会、ふるさとまつり、産業祭、そういった3大祭りとお世話になりましたけれども、何といっても道の駅だというふうに思っております。

議員の皆さんからも、心配ですとか激励を含めてたくさんの一般質問をいただきまして、新任課長を鍛えていただいたかなというふうに今では感謝をしているところでございます。おかげさまで、平成29年度はその運営状況も順調に経過いたしました、無事に指定管理者へ引き継げそうな段階になっておりまして、少しほっとしているところでございます。

退職後につきましては、先ほどの流れからもありますように、子育ても道半ばの状況でいまだありますので、家業である農業を年老いたおやじから早く引き継いで、それを規模拡大、そして少しでも早く軌道に乗せたいというふうに考えているところでございます。そして、生涯現役を貫きたいというふうに思っているところでございます。

結びになりますけれども、無事に退職を迎えることができましたのも、職場の先輩、同僚、後輩、そういった仲間並びに議会の皆様のご指導、ご支援のたまものと感謝をしておるところでございます。大変お世話になりました。今後の玉村町の発展と議会の皆様方のますますのご健勝、ご活躍をご祈念申し上げます、退任に当たりましてお礼のご挨拶とさせていただきます。大変お世話になりました。ありがとうございました。

〔拍 手〕



## ○議長挨拶

◇議長（高橋茂樹君） 平成30年玉村町議会第1回定例会の閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

今定例会は、3月2日に開会し、本日までの13日間にわたり、平成29年度の補正予算や平成30年度に向けた新規条例の制定あるいは一般会計や特別会計予算など、新年度の町長施政方針に基づく諸施策を展開する上での根拠となる重要な議案や、副町長並びに監査委員の選任という大変重要な人事案件を熱心にご審議いただきました。

また、8名の議員から一般質問や予算特別委員会あるいは各常任委員会においても活発な議論が行われるなど、まことに意義深い議会となりました。

角田町長におかれましては、議案審議や一般質問の際に議員から提案のありました意見や要望等を町民の声として十分に尊重され、今後の行政運営に反映されますことを強く求めるものであります。

さて、先ほどご挨拶をいただきました宮川副町長並びに7名の課長におかれましては、今月をもって退職をされるわけではありますが、これまでの間、玉村町役場の模範職員として、また幹部職員としてその職務を遂行し、多くの分野で実績を残されるとともに、次世代の玉村町役場を支える若き職員の育成にも当たられました。議会を代表し、改めて心から感謝申し上げます。

宮川副町長におかれましては、県に戻られ、4月から県職員として勤務されるわけではありますが、これまでの間、玉村町の住民と直接接した経験や副町長としての職務を通して蓄積されたノウハウを生かし、ご活躍されますよう、また玉村町と群馬県をつなぐ太いパイプ役としてご期待申し上げます。

また、退職されます課長各位におかれましては、今後は第二の人生を歩まれるわけではありますが、健康には十分留意され、これまで行政に携わった豊富な経験を生かし、地域住民のリーダーとして、玉村町発展のためご活躍されますようご期待申し上げます。長い間、本当にご苦労さまでした。

結びに当たり、来るべき平成30年度が玉村町にとりまして、さらに飛躍、発展する年度となりますことを願うとともに、議員各位並びに町長を初め執行各位には、新年度を控え何かと多用な時期となりますが、健康には十分留意され、ますますご活躍されますようご祈念申し上げまして、閉会に当たっての挨拶といたします。



## ○閉 会

◇議長（高橋茂樹君） これをもちまして、平成30年玉村町議会第1回定例会を閉会といたします。  
大変ご苦労さまでした。

午後4時7分閉会